

# サーバ管理型乗車券取扱規則

(令和6年4月11日施行)

## (目的)

**第1条** この規定は、神戸新交通株式会社（以下「当社」という。）が、入出場情報をサーバ上に電子式証票として管理するための識別番号が記載された媒体を乗車券として当社線を利用する旅客の運送等について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便性向上と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

**2** 第1項に定める識別番号（以下「ID」という。）は次のとおりとする。

- (1) クレジットカード会員番号等

## (用語の意義)

**第2条** この規則におけるおもな用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営するサーバ管理型乗車券が使用できる路線をいう。
- (2) 「旅客規則」とは、旅客営業規則をいう。
- (3) 「サーバ管理型乗車券」とは、媒体と入出場情報を組み合わせたものをいう。
- (4) 「後払い式サーバ管理型乗車券」とは、サーバ管理型乗車券のうち、クレジットカード会員番号等のIDが記録されたもので、普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車に利用できる媒体をいう。
- (5) 「対応改札機」とは、サーバ管理型乗車券に対応した自動改札機をいう。
- (6) 「乗車券管理サーバ」とは、サーバ管理型乗車券のID、入出場情報、商品内容等を管理するサーバをいう。

## (適用範囲)

**第3条** サーバ管理型乗車券による当社線の旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。

**2** この規則が改定された場合、以後のサーバ管理型乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

**3** この規則に定めていない事項については、当社の旅客規則・同規準規程、その他達示類および業務マニュアル等による。

## (契約の成立時期および適用規定)

**第4条** 後払い式サーバ管理型乗車券による旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表

示があった場合を除き、入場時に対応改札機等による改札を受けたときに成立する。

- 2** 前項の規定によって契約が成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとする。

### **(規則等の変更)**

**第5条** 本規則およびこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することがある。

### **(旅客の同意)**

**第6条** 旅客は、本規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

### **(取扱区間)**

**第7条** サーバ管理型乗車券の取扱区間は、当社ポートアイランド線全線とする。

### **(使用方法)**

**第8条** サーバ管理型乗車券を用いて乗車するときは、駅相互間を乗車の目的で対応改札機等による改札を受けて入場し、同一のサーバ管理型乗車券により対応改札機等による改札を受けて出場しなければならない。

### **(使用の制限)**

- 第9条** 1回の乗車につき、2以上のサーバ管理型乗車券を同時に使用することはできない。
- 2** 入場時に使用したサーバ管理型乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該サーバ管理型乗車券で再び入場することはできない。
- 3** サーバ管理型乗車券の破損、対応改札機等の故障または停電等により対応改札機等によるサーバ管理型乗車券の読み取りが不能となった場合は、サーバ管理型乗車券は直接、対応改札機等で使用することができない。
- 4** 乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。
- 5** 当社線での利用を制限されたサーバ管理型乗車券は、使用することができない。この場合、乗車駅入場後であっても、降車駅において出場はできない。
- 6** 他の乗車券と併用して使用することはできない。
- 7** 有効期限の定めがあるサーバ管理型乗車券は、その有効期限を超えて使用することができない。
- 8** 偽造、変造または不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用することはできない。

### **(取扱制限または停止)**

**第10条** 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要がある場合は、次の各号に掲げるサーバ管理型乗車券による当社線の取扱制限または停止をすることがある。

- (1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場方法もしくは乗車する列車等の制限
- (2) 乗車の一時停止

**2** 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

**3** 本条に基づくサービスの取扱制限または停止に対し、当社はその責を負わない。

### **(紛失)**

**第11条** 入場後、サーバ管理型乗車券を紛失した場合、入場駅から出場駅までの普通旅客運賃を現金等で収受する。

**2** サーバ管理型乗車券の紛失に対し、当社はその責を負わない。

### **(利用履歴の確認)**

**第12条** 旅客は、乗車券管理サーバと接続するWebサイト等において、サーバ管理型乗車券の利用履歴を確認することができる。なお、利用履歴の内容は、サーバ管理型乗車券を使用して対応改札機等により入出場を行った場合の利用月日および利用区間等とする。

### **(効力)**

**第13条** 第8条の規定により使用するサーバ管理型乗車券の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効とする。
- (2) 入場後は当日に限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはない。

### **(運賃)**

**第14条** サーバ管理型乗車券が適用されるのは大人普通旅客運賃に限る。

### **(無効となる場合)**

**第15条** サーバ管理型乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 旅行開始後のサーバ管理型乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾を得ないで対応改札機等による改札を受けずに乗車した場合
- (3) その使用方法に基づかず使用した場合

- (4) 偽造、変造または不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用した場合
- (5) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 前項の規定により無効とした場合は、当該サーバ管理型乗車券の発行者が定めるところによる。

#### (不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

**第 16 条** 前条第 1 項の規定によりサーバ管理型乗車券を無効とした場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とを併せて收受する。

2 前項の規定により旅客運賃および増運賃を收受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 94 条の規定を準用して計算する。

3 前回利用時の出場情報がないサーバ管理型乗車券の取扱いは、別に定めるところによる。

#### (サーバ管理型乗車券障害時の取扱い)

**第 17 条** 破損等によりサーバ管理型乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合の取扱いは、別に定めるところによる。

#### (同一駅で出場する場合の取扱い)

**第 18 条** 旅客は、サーバ管理型乗車券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、当該サーバ管理型乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 旅客は、サーバ管理型乗車券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、1 区間相当の普通旅客運賃を現金等で支払い、当該サーバ管理型乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

#### (列車の運行不能または遅延の場合の取扱い)

**第 19 条** 旅客は、対応改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能または列車が着駅到着時刻に 2 時間以上遅延した場合の取扱いは、別に定めるところによる。

#### (免責事項)

**第 20 条** サーバ管理型乗車券において、発行者に起因する旅客の損害または発行者のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

附則 この規則は、令和 6 年 4 月 11 日から施行する。